

地域ケア会議の見直し(案)

- 地域ケア会議は、医療・介護事業者、地域の関係者の協働のもとで、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として区市町村や地域包括支援センターが開催する会議体
- 現在、25の支所単位で個別ケースの検討を行う地域ケア個別会議、4つの本所単位で地域課題を検討する地域ケア圏域会議、更に区全体の課題を検討する地域ケア推進会議の三層構造で実施
- 平成30年度は、区民に身近な地域においてその地域ごとの特性に合わせた地域包括ケアシステムを構築していけるよう、**25か所の地域包括支援センター単位**（現在の支所単位）**で実施する地域ケア会議を充実**
- これまでの地域ケア個別会議の回数を増やすほか、自立支援・介護予防を推進するため、多職種で個別ケースのケアプランを検討する「**地域ケア予防会議**」、センター区域の課題を共有する「**地域ケアセンター会議**」を新たに設置

区全域

地域ケア推進会議 [年2回]

地域包括ケアシステムの確立に向け、地域ケア圏域会議で把握された課題および社会資源の現状を共有するとともに、区の対策を検討し、政策形成を図る。

【実施主体】高齢者支援課

【構成員】地域包括支援センター運営協議会委員

政策化・計画化を進めることが求められる地域課題

日常生活圏域

地域ケア圏域会議 [年2回]

地域ケアセンター会議で把握された地域課題（集合住宅における見守り対策、介護予防の普及啓発のための地域の関係機関の連携等）を圏域単位で協議する会議。地域の様々な関係機関で地域課題を共有し、それぞれの役割分担を整理し地域課題の解決を目指す。

【実施主体】総合福祉事務所

【参加者】地域の関係機関（警察、消防、住宅供給公社、医師会、歯科医師会、薬剤師会、三療師会、社会福祉士会等）

地域包括支援センター
担当区域

圏域内の関係機関で共有・検討したい地域課題

地域ケア個別会議 [月1回程度]

個別ケースの検討を通じ、高齢者の課題解決を支援するとともに、課題解決に向けた社会資源の把握や地域包括支援ネットワークの構築を図る。

【実施主体】各センター

【構成員】ケースに関わる関係者（ケアマネジャー、医師、配食事業者、保健相談所、等）

困難ケースの地域生活を
阻害する地域課題

地域ケアセンター会議（新規） [年2回]

地域ケア個別会議と地域ケア予防会議を通じて抽出された地域課題（認知症の方が暮らしやすい街づくり、地域の居場所づくり等）について、その解決に向け、地域で暮らす・働く・活動する関係者で話し合う。

【実施主体】各センター

【構成員】地域で暮らす・働く・活動する方々（町会・自治会、民生児童委員、訪問支援協力員、NPO、介護事業者、商店等）

要支援者等の自立を
阻害する地域課題

地域ケア予防会議（新規） [年2回]

多職種協働により個別ケースを検討し、自立支援・介護予防に資するケアマネジメントの実施を支援する。合わせて、会議に参加したセンター職員や専門職の資質の向上を図る。平成30年度は試行実施。

【実施主体】各センター

【構成員】センターの各職種、理学療法士、作業療法士、管理栄養士等

現在の地域ケア会議

1 地域ケア会議の構成

会議名	主催者	目的	構成員
地域ケア推進会議	高齢者支援課	地域包括ケアシステムの確立に向け、地域ケア圏域会議で把握された課題および社会資源の現状を共有するとともに、区の対策を検討し、政策形成を図る。	練馬区地域包括支援センター運営協議会委員
地域ケア圏域会議	高齢者相談センター本所	高齢者相談センターの各本所圏域内において、地域課題や社会資源の把握、地域包括支援ネットワークの構築を図るとともに、新たな資源開発や地域づくりについて検討する。	医療関係機関、介護サービス事業者、民生児童委員、町会・自治会、警察、消防、庁内関係課等
地域ケア個別会議	高齢者相談センター支所	各支所が担当する地域において、個別ケースの検討を通じ、高齢者の課題解決を支援するとともに、課題解決に向けた社会資源の把握や地域包括支援ネットワークの構築を図る。	個別課題に関わる支援関係者 例) 医療関係機関、介護サービス事業者、民生児童委員、町会・自治会、警察、消防、近隣住民、庁内関係課等

2 地域ケア会議のイメージ図

